

# 「長期優良住宅」認定申請のサポートについて

長期優良住宅の認定を受けるには、認定対象となる住宅の所在地を所管する所管行政庁に必要な図書を添え認定申請をする必要があります。

- ①所管行政庁に認定申請する前に民間認定申請の方法は次の2通りです。
- ②所管行政庁に直接認定申請と技術審査依頼を行なう。

## ●広島県内の取扱い

### ①事前審査

広島市	都市整備局住宅部住宅政策課
呉市	建築指導課
福山市	建築指導課
東広島市	住宅課
廿日市市	建築指導課
尾道市	建築指導課
三原市	住宅課
三次市 (4号特例)	建築住宅課

### ②行政庁(県)に申請

竹原市	府中市	広島県 都市局建築課
庄原市	大竹市	
安芸高田市	江田島市	
府中市	海田町	
熊野町	坂町	
安芸太田町	北広島市	
大崎上島	世羅町	
神石高原町	三次市 (4号以外)	

## ●サポートの内容 (基本設定:木造軸組2階建 150㎡以下、申請料別途)

<b>①「長期優良申請」コース</b> (条件) 建築確認書類一式、長期優良申請図面及び添付資料、構造計算書の準備  160,000円～ (税別)	*長期優良住宅の申請書・設計内容説明書の作成及び申請図面の修正及び追加。(構造計算別途)
<b>②「長期優良+構造計算」コース</b> (条件) 確認申請の各図面及び申請書五面までの各情報、構造図(プレカット図)の準備 必要図書一覧の準備(別紙参照)  280,000円～ (税別)	*長期優良住宅の修正及び追加図書、申請書の作成及び構造計算  * 確認申請は長期優良住宅の内容確定後に行なってください。 確認検査機関はハウスプラス中国住宅保証㈱にのみ限ります。
<b>③確認オプションコース</b> ○ 最終確定した各図面及び構造図(プレカット図)を準備される場合 ○ 申請代行の他に現地調査・役所調査を依頼される場合 ○ プランニングから施主打合せまで依頼される場合 など	*長期優良住宅の申請と同時に確認申請を依頼する。

## 別途御見積り

- ※設計住宅性能評価を同時にお申込みの場合は、上記金額に4万円(税別)の追加費用が必要です。
- ※途中での変更作業は、追加費用の発生と作業日数が延長になります。
- ※木造軸組み3階建てまたは150㎡超、2×4工法の住宅は別途見積りとなります。
- ※構造計算は壁量計算を基本に行ないませんが、等級2の検証及び基礎伏図の作成を含みます。
- ※居住環境の維持及び向上への配慮については、事前に所管行政庁にお問合せください。

## ●サポートの流れ

